

中小企業の経営者、勤労者の皆さんを応援します

越前町の産業の活性化や町民の皆さんの生活の安定を図るため、中小企業や勤労者の皆さんを支援するさまざまな制度融資があります。ぜひ、積極的にご利用ください。

◎中小企業者向け利子補給制度

1. 金融機関からの融資にかかる利子補給
2. 新たに創業するために、金融機関から融資を受けたことにかかる利子補給

◎中小企業退職金共済制度加入促進補助制度

制 度 名	商工業育成資金利子補給制度	創業支援対策事業利子補給制度	中小企業退職金共済制度 加入促進補助制度
補助対象 となる人	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内で同一事業を1年以上経営していること。 2 町内の商工会員、越前焼工業協同組合及び準組合員であること。 3 申請時において納期到来した町税を完納していること。 4 町の健全な発展に貢献していると認められること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 資本金若しくは出資金3,000万円以下または従業員が100人以下の会社および個人。 2 町内の商工会員で、国、県及び公庫などの制度資金又は金融機関の融資を受けている人で商工会の審査を得たもの。 3 町内に本社又は本店を有するもの。申請時において納期到来した町税を完納していること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に事業所を有する中小企業者 2 雇用する従業員について、「中小企業退職金共済制度」に新たに加入し、契約の日の属する月から起算して12か月分の掛金を納入した人。
補 助 対 象 となる 制 度 資 金	福井県制度資金 国民生活金融公庫貸付 福井県商工貯蓄共済制度資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗または工場の新設および運転資金、設備資金。 2 新規部門の導入を行う店舗または工場の増築または新築および運転資金、設備資金。 	
利子補給額 補助金の額	借入金額の0.3%以内 (一事業者の借入限度額は、1,000万円まで)	融資を受けた資金に対する支払利子額の1/2 ○新規事業：借入限度額3,000万円 利子補給限度率 4% 3年間 ○新 部 門：借入限度額1,000万円 利子補給限度率 3% 2年間	契約締結時の共済掛金月額額の12か月分の20%
申請書 提出先	商工会員・・・越前町商工会 越前焼工業協同組合員、準組合員・・・ 越前焼工業協同組合	越前町商工会	町商工観光課 中退共ホームページ http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
提出期限	1月10日(木)		1月31日(木)

問合せ先 商工観光課 電話 34-8720

◎個人向け

勤労者生活安定資金

補助対象となる人	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内に住所を有していること。 2 企業などに勤務し、賃金、給料などで生計を維持している労働者
このようなときに ご利用ください	教育資金や生活に必要な物資を購入するとき 借入れ限度額 150万円
取扱い金融機関	北陸労働金庫 鯖江支店 鯖江市長泉寺町1-2-50 電話 52-5655 http://hokuriku.rokin.or.jp/services/loan/index.shtml